



神奈川県

KANAGAWA

進めよう！ 地方分権改革



平成19年9月 発行

地方分権改革ってなに？

「地方分権改革」とは、国に集中している権限や財源を地方自治体(県や市町村)に移すことにより、中央集権型の行政システムを地域主権型の行政システムに転換することです。

この改革により、地域のことは地域で決められるようになりますので、住民の皆さんの声や地域の実情が行政サービスに反映されやすくなります。(※)

中央集権型の行政システム

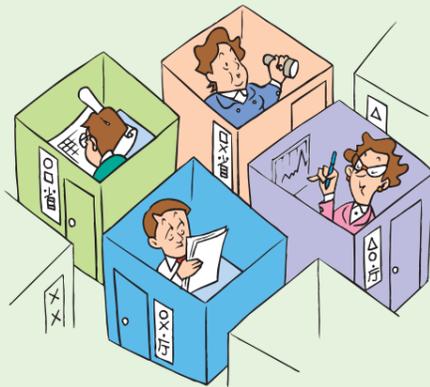
全国どこでも同じ

国が、全国一律のルールを法律や補助金の基準などで細かく決めているため、地方自治体では、地域の実情に応じた行政サービスを展開しにくくなっています。



分野ごとにタテワリ

国は省庁ごと分野ごとに判断するため、地域にとって必要な行政サービスを、地域が総合的に決めることが難しくなっています。

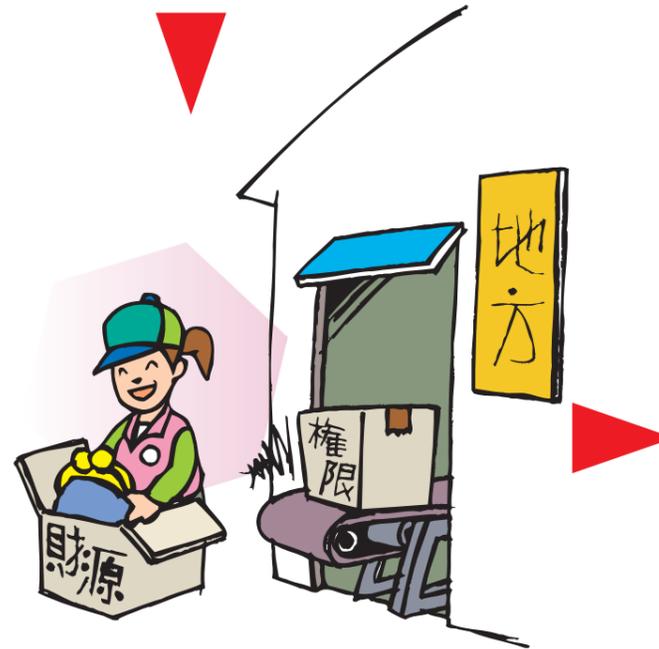


税金の使われ方がわかりにくい

国の補助金といっても税金です。一度、国に納められた税金が、地方自治体に補助金として再配分されるため、受益と負担の関係がわかりにくくなっています。



地方分権改革
を通じて..



地域主権型の行政システム

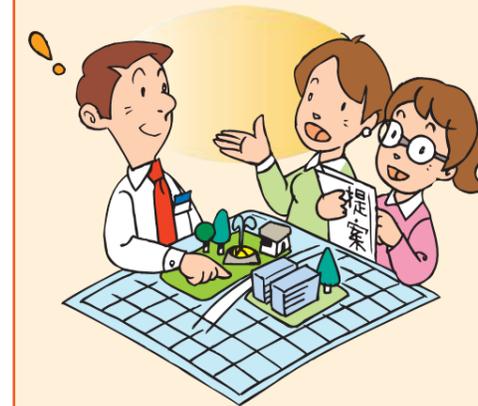
地域の実情に応じて

全国一律のルールではなく、住民の皆さんのご意見をいかして、地域の個性や実情に応じたきめ細かな行政サービスが展開できるようになります。



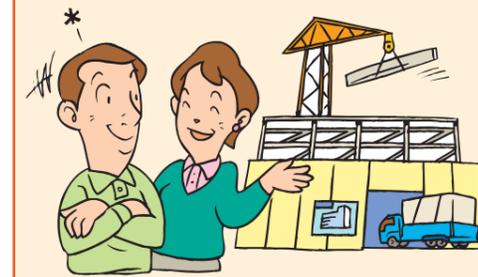
総合的に幅広い視点から

分野をまたがって幅広い視点から、地域の行政サービスを自主的・総合的に進めることができるようになります。



税金は身近なところで

納めた税金が身近なところで使われるため、税金の使いみちがわかりやすくなります。必要な行政サービスと負担を見比べながら、住民の皆さんが取捨選択できるようになります。



※ 神奈川県では、「地域主権実現のための中期方針」を策定し、「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」という地域主権型社会の実現に向けた取組みを進めています。

地方分権改革でどう変わるの？



実際にどう変わるのか見てみましょう！

「現地」で解決できればいいのに……

国が、細かなルールを全国一律に決めたり、補助金を配分しているため、地域のことであっても住民の皆さんと地方自治体が「現地」で解決することができません。

そのため、国と地方自治体の間で、連絡調整などの内部的な事務手続きが多くなっていますが、これらの事務は、住民の皆さんの生活に直接的には役に立ちません。（※）



※補助金の申請、実績報告など各種事務手続きについて、「都道府県だけでも年間530万時間に及ぶ手間と125億円の人件費・旅費等」が使われているとされています。（地方自治確立対策協議会「真の三位一体の改革」（平成16年））

地方分権改革

法律などで定めるルールを必要最小限にして、地域で判断できるようにする

書類作りから解放された分、ほかの仕事ができます



役所の対応もスピーディーになったし……

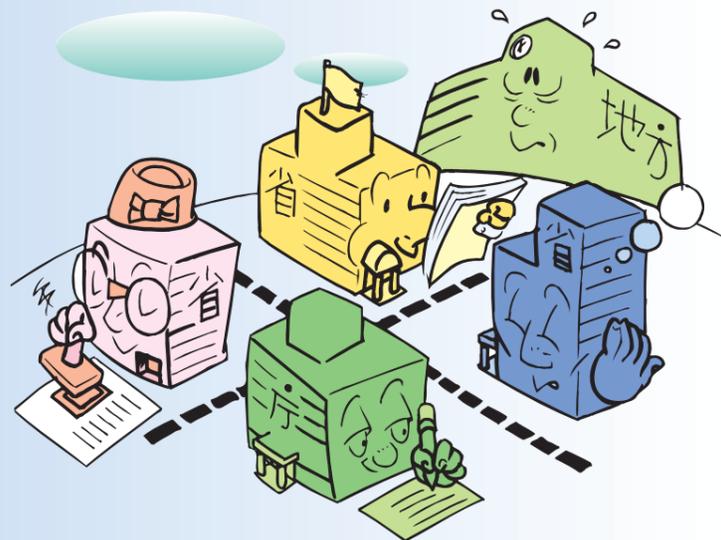
地域のことは住民の皆さんと地方自治体が一緒になって、実態に合わせて「現地」で解決できる効率的・効果的な仕組みに変わります。

地域はひとまとまりなのに……

地方自治体は税財源が少ないため、どうしても国の補助金が受けられる事業を優先して進めることになります。

ところが、国の補助金は、省庁ごと分野ごとにバラバラに決定されます。

結果として、本当に地域にとって必要なことが後回しになったり、分野をまたがった総合的な地域づくりが思うように進められないことがあります。



地方分権改革

国からの補助金を廃止して、必要な税財源を国から地方自治体に移す

このあたりに憩いの施設や集会所をつくって……



まずは、この道路を重点的に整備して、あちらの道路はその後で……

それぞれの地域に必要なことを住民の皆さんの声や地域の実情をもとに総合的に考え、優先順位も決めながら、バランスのとれた地域づくりを進めることができます。

施設を有効活用したいけど……

これからの時代は新しい施設をつくるだけではなく、既存にある施設を有効活用する必要があります。

ところが、国からの補助金で整備した施設は、原則としてほかの用途に転用できないといった制約があります。（※）



※補助目的外への転用については、補助金の適正な執行の観点から、処分制限期間など、一定の要件が決められています。また、一部、要件が緩和された事例があります。

地方分権改革

国からの補助金で整備した施設の転用の制約を緩やかにする

使いやすいね！



リフォームして複合的な施設になって……

住民の皆さんの年齢構成や需要の変化に応じてリフォームして弾力的に活用するなど、施設の有効活用が進みます。

資料編

地方分権改革の主な経過

年	月	国等の動向	神奈川県取り組み
平成5年 (1993)	6月	衆議院・参議院「地方分権の推進に関する決議」	
平成6年 (1994)	9月	地方六団体「地方分権の推進に関する意見書」	
平成7年 (1995)	5月	「地方分権推進法」成立	
	7月	地方分権推進委員会発足(～平成13年7月)	
平成10年 (1998)	5月	「地方分権推進計画」閣議決定	
平成11年 (1999)	7月	「地方分権一括法」成立	
平成12年 (2000)	4月	「地方分権一括法」施行	
	10月		分権時代における自治体のあり方に関する研究会設置 (～平成15年3月)
平成13年 (2001)	6月	地方分権推進委員会「最終報告」	
	7月	地方分権改革推進会議設置(～平成16年7月)	
平成15年 (2003)	3月		分権時代における自治体のあり方に関する研究会 「最終報告」
平成16年 (2004)	3月	第28次地方制度調査会設置(～平成18年2月)	「地域主権実現のための中期方針」策定
	6月		神奈川県広域自治制度研究会設置(～平成19年3月)
	8月	地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案」	
	11月	政府・与党合意「三位一体の改革について」	
平成17年 (2005)	1月		「(仮称)三位一体改革推進法要綱試案」作成・全国知事会へ提出
	7月	地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」	
	10月		神奈川県自治基本条例検討懇話会設置(～平成19年3月)
	11月	政府・与党合意「三位一体の改革について」	
	12月	第28次地方制度調査会「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」	
平成18年 (2006)	2月	第28次地方制度調査会 「道州制のあり方に関する答申」	
	6月	地方六団体「地方分権の推進に関する意見書」	県内地方六団体 「地方分権改革の推進に関する緊急声明」
	11月		神奈川県自治基本条例検討懇話会 「神奈川県における自治基本条例に関する検討報告書」
	12月	「地方分権改革推進法」成立 「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」成立	神奈川県広域自治制度研究会 「神奈川県広域自治制度研究会報告書」
平成19年 (2007)	2月	道州制ビジョン懇談会設置	
	4月	「地方分権改革推進法」施行 地方分権改革推進委員会発足	
	7月	第29次地方制度調査会設置	「地域主権実現のための基本方針」策定

◆地方分権一括法 (地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)

地方分権を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、当時の法律の約3分の1にあたる475本の法律改正を一括して行ったもので、平成12年4月1日に施行されました。

これにより、中央集権型の行政システムの中核を担ってきた機関委任事務制度(※1)が廃止されたほか、国が地方自治体の仕事に關与する場合の一般的なルールが決められるなど、一定の前進がみられました。

◆三位一体の改革 (H16年度から18年度まで)

地方分権一括法までの改革で課題として残された「地方税財源の充実強化」に向け、地方の権限と責任を大幅に拡大する方向で、

- ① 国税を減らして地方税を増やすこと
 - ② 国が地方自治体に対して使いみちを特定して渡しているお金(国庫補助負担金)を減らすこと
 - ③ 地方の税収の格差などを調整する仕組み(地方交付税)を見直すこと
- の3つを同時に進めた改革で、約4.7兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減、約3兆円の税源移譲、約5.1兆円の地方交付税の抑制が行われました。

平成18年度までの改革は、国が最終的な決定権を握り、改革の当事者である地方との調整によって結論を得る「仕組み」が整えられていなかったことから、地方自治体の裁量の拡大につながらないなど、大変不本意な結果となってしまいました。

全国知事会などの地方六団体(※2)は、神奈川県提案の趣旨に基づき、国と地方の協議の場や改革の推進計画などを整備する新たな法律の制定を提案しました。こうした取り組みが地方分権改革推進法の制定につながりました。

◆地方分権改革推進法のもとでの改革

平成19年4月1日に地方分権改革推進法が施行され、地方分権改革推進委員会において、国と地方の役割分担の見直しや、税源移譲、義務付け・関与の見直しなどの調査審議が進められています。

今後は、地方分権改革推進委員会の勧告を受け、地方分権改革推進計画が策定され、新たな地方分権改革一括法が制定される予定です。(H19年度から21年度まで)

◆地方自治の仕組み

広域的な行政課題の増加や全国的な市町村合併の進展などを踏まえ、道州制(※3)など広域自治体としての都道府県のあり方の見直しも視野に入れて、地方自治制度の将来像を明確にすることが必要となっています。

こうした中、内閣総理大臣の諮問機関である第28次地方制度調査会は、平成18年2月に道州制のあり方に関する答申を行いました。また、平成19年2月に道州制担当大臣の下に「道州制ビジョン懇談会」が設置され、道州制ビジョン策定に向けた検討が進められています。

一方、地方においても、全国知事会の道州制特別委員会や神奈川県を含めた多くの都道府県が、道州制等の将来の広域自治体のあるべき姿を検討するなど、今後の都道府県のあり方をめぐる議論が活発に進められています。

※1 機関委任事務…国が、知事や市町村長のことを出先機関のように扱い、指示監督しながら事務を行わせていた制度。機関委任事務が廃止されたことにより、法制度上は、国と地方自治体は対等・協力の関係になりました。

※2 地方六団体…全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会。個々の団体における活動のほか、共通の目的を達成するために「地方自治確立対策協議会」を組織し、国への働きかけなど、さまざまな活動を展開しています。

※3 道州制…現在の都道府県を廃止して、より大きな規模の道州を新たに置く制度。これにより、国の担う役割を重点化し、多くの役割を道州と市町村が担うようにするとされています。

「地域主権実現のための基本方針」の概要

「地域主権実現のための中期方針」(H16.3～H19.3)



- 地方自治体を取りまく環境の変化
- ・全国的な市町村合併の進展
 - ・道州制議論の活発化
 - ・地方税財政制度改革
 - ・地方分権改革推進法の施行等

→ 取組みの一層の前進が必要



地域主権実現のための基本方針

< 県の役割 >

- ・国や市町村との役割分担の適正化を図る
- ・県政への県民参加の推進などを図る
- ・市町村が総合的かつ自立性の高い行政主体となるよう支援する
- ・市町村の態様に応じた広域自治体としての役割を果たす

4
つ
の
取
組
方
針

1 県民主体の県政の推進

2 基礎自治体である市町村の行政権能、財政基盤の強化に向けた支援

3 広域自治体としての県の機能の純化・強化

4 将来の広域自治体のあり方に関する議論を踏まえた取組み

県 民

市 町 村

- ① 県民との対話の推進
② NPOなどとの協働の推進

- ③ 市町村との連携の強化
④ 自主的な市町村合併の推進等
に向けた取組み
⑤ 市町村への権限移譲の推進と
関与等の廃止・縮減

- ⑪ 県域を越えた広域行政
課題への対応に向けた
自治体連携の強化

近
隣
自
治
体

県

- ⑨ 課税自主権を活用した取組み
⑩ 自治基本条例等の制定に向けた取組み

- ⑥ 国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減
⑦ 国の政策立案等に関する県の参画の推進
⑧ 税財源の移譲実現に向けた取組み

- ⑫ 真の地方分権改革のための
道州制をめざした取組み

国

個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、地域主権型社会をめざすことが必要



地域主権の実現

「地域主権型社会」
＝自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ社会